

誓 約 書

年 月 日

阿賀野市教育委員会 様

阿賀野市奨学貸付基金条例及び阿賀野市奨学貸付基金貸付規則に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学金の返還についても誠実にその義務を履行いたします。

奨学金貸与終了の際には奨学金等借用証書を提出し、貸付金等返済にあたっては保証人と連帯してその責めに任じます。

万一、奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課され、返還期限の到来前において貴委員会の指定した日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続きをとられても異議ありません。

奨学生 (自署)	学校名			
	住 所	〒		
	(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
	電話番号		携帯番号	

連帯保証人 (自署)	住 所	〒		
	(ふりがな) 氏 名	実印	電話番号	
			携帯番号	
	生年月日	年 月 日	続 柄	奨学生の
勤務先	(名称)			
		(電話番号)		

保証人 (自署)	住 所	〒		
	(ふりがな) 氏 名	実印	電話番号	
			携帯番号	
	生年月日	年 月 日	続 柄	奨学生の
勤務先	(名称)			
		(電話番号)		

※貸与終了後に提出が必要な「借用証書」にも保証人の署名・押印が必要となるので留意すること。

(記入上の注意)

- 1 連帯保証人…奨学生が未成年者の場合は保護者（親権者又は後見人）、成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わる者。
- 2 保 証 人…原則本市に住所を有し 65 歳未満の者で奨学生、連帯保証人と世帯を異にし、独立した生計を営む者。ただし、該当する者がいない場合はこの限りではない。
- 3 奨学生、連帯保証人、保証人は、それぞれ署名すること。
また、連帯保証人、保証人は、印鑑登録証明書と同じ印を鮮明に押印し、印鑑登録証明書をそれぞれ 1 通添付すること。